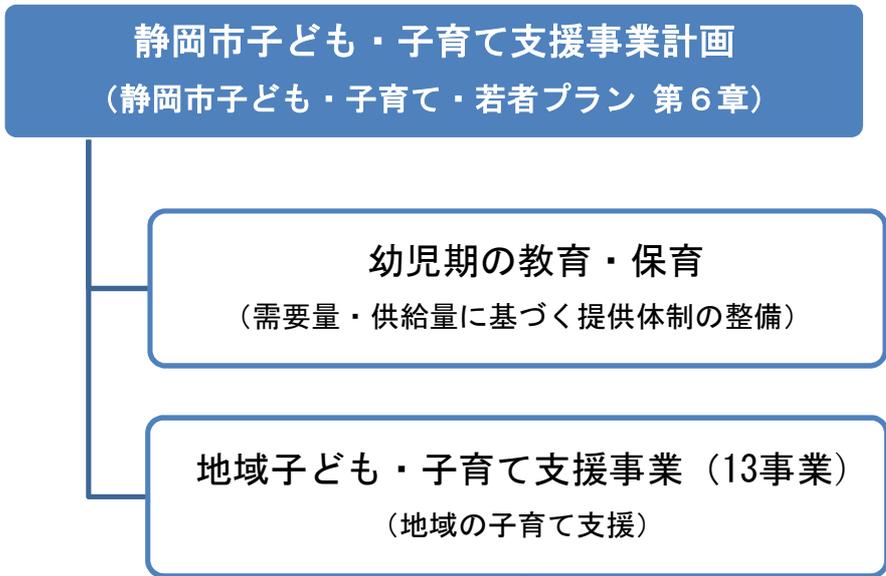


## 「静岡市子ども・子育て支援事業計画」の見直しについての考え方

### (1) 静岡市子ども・子育て支援事業計画の概要

静岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」。）は、子ども・子育て支援法に基づき幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について市が定める需給計画であり、計画の期間は令和2年度から令和6年度の5か年（法定）としている。

#### 【イメージ】



- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ①利用者支援事業                   | ⑧一時預かり事業                                      |
| ②時間外保育事業（延長保育）             | ⑨病児保育事業＜施設型＞、子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕＜緊急サポート＞ |
| ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）     | ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）               |
| ④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）      | ⑪妊婦健診   |
| ⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）   | ⑫実費徴収に伴う補足給付事業                                |
| ⑥養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業 | ⑬多様な主体の参入促進事業                                 |
| ⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）    |   |

## (2) 静岡市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの考え方について

計画の中間年（本市の場合は令和4年度）には、必要に応じて計画の見直しを検討することとされている。

（内閣府告示第159号「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）  
国からは、中間見直しにあたり以下の基本的な考えが示されている。

（令和4年3月18日内閣府事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」より抜粋）

### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

実績値について、量の見込みと比較し、10%以上の乖離がある場合には、原則見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に合わせて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

### (1)(2) 共通

新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、見直しの必要性を判断できない場合には、見直しを実施する必要はない。

国の基本的考え方をもとに、本市では以下の考え方に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）について見直しの必要性を判断する。

- ・計画で策定した量の見込みと実績値を比較して±10%以上の乖離があるか。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の有無。
- ・現状の確保方策で今後の量の見込み（利用ニーズ）に対応できるか。 など

## <結論>

概ね全ての事業で実績が量の見込みを下回り、現状の確保の内容で今後の利用ニーズにも十分対応可能な状況であるため、計画の見直しを行わない。

→各事業ごとの見直しの考え方は資料2-2のとおり。